

あいちデジタルヘルスプロジェクト 実証事業 PR 支援制度 制度要綱

1 制度の目的

あいちデジタルヘルスプロジェクトでは、デジタル技術を活用し、産学官金の連携により、「健康寿命の延伸」と「生活の質の維持・向上」に貢献する各種サービスの創出・提供を目指している

同プロジェクトの推進母体であるあいちデジタルヘルスコンソーシアム（以下、コンソーシアム。）の会員が、各種サービス・ソリューションの社会実装に向けて愛知県内で独自に取り組む実証事業を幅広く周知・広報するため、「デジタルヘルス共創促進事業」の一環として支援を行う。

2 支援の対象とする実証事業

以下の条件を満たす実証事業を実施する事業者を募集する。

- ・ コンソーシアムの一般会員が主導すること
- ・ あいちデジタルヘルスプロジェクトの取組の3つの柱（「フレイルへの進行予防」「生きがいづくり」「地域居住・生活支援」）のいずれかに資すること
- ・ 愛知県内で複数団体との連携により実証事業を実施すること
- ・ 実施に係る経費や体制が確保できていること（実証に係る経費は事務局側で負担しない）
- ・ サービスの社会実装に向け、実証の目的・内容を明示し、KPIを設定した上で、一定の期間で実施すること（単にサービスを提供する場合には、本制度の対象としない）

3 募集期間

随時募集（ただし、社会実装先行事業や共創促進事業の公募期間など、募集を停止する場合がある。）

4 支援期間

実証事業の実施期間（ただし、実証事業の実施期間が1年を超える場合には、支援期間は実証事業の開始から1年とする。再度支援を必要とする場合には、改めて申請を行うこと。）

5 支援内容

コンソーシアム事務局[※]により、実証事業の PR 支援を実施する。

【支援内容】

- ・ 愛知県イノベーション企画課 HP における実証事業の広報（取組内容の掲載など）
- ・ 実証事業におけるコンソーシアムロゴマークの使用許可（参加者の募集資料など）
- ・ コンソーシアム活動における PR 機会の提供（会員向けの発表機会など）

※愛知県及び愛知県からのコンソーシアム運営に関する委託事業者

6 実証事業の進捗及び成果報告

- ・ 本制度を利用する事業者は、事務局の求めに応じて、実証事業の進捗報告を行うこと（報告の内容は事務局との協議により決定）
- ・ 本制度を利用する事業者は、実証事業が終了した 60 日以内に、「実証事業 PR 支援制度報告書」を事務局へ提出すること。（本報告書は、県 HP 上にて公開する予定）

7 応募方法

制度の活用を希望する場合、「実証事業 PR 支援制度申請書」をコンソーシアム事務局（JPABAichiDHPDL@abeam.com）に提出すること。

8 審査方法

提出された申請書に基づき、以下の評価の観点で審査を行い、コンソーシアム幹事会での協議により承認する。

【評価の観点】

- ・ 実証事業の目的が明確であり、検証可能な KPI が設定されている。（単なるサービスの提供ではなく、社会実装に向けた実証事業であることが明確であること）
- ・ あいちデジタルヘルスプロジェクトの取組の 3 つの柱（「フレイルへの進行予防」「生きがいがづくり」「地域居住・生活支援」）のいずれかに資する取組であること。
- ・ 社会実装に向けたロードマップやビジネスモデルが整理されていること。
- ・ 実証事業の推進体制が構築されており、各団体の役割が明確であること。

- ・ あいちデジタルヘルスプロジェクトとの将来的な連携方針が整理されていること。
(社会実装先行事業・共創促進事業で実証中のプロジェクトとの連携や、ポータル・データ連携基盤への将来的な接続など)

9 その他

実証事業の実施における秘密保持、個人情報及び知的財産権の取り扱いについては、「あいちデジタルヘルスコンソーシアム規約」を遵守すること。

また、個人情報の取扱いに関して、PHR をはじめとする健康情報等を取り扱う場合においては、関係法令等のほか、「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」等の関係するガイドライン等に沿った適切な取り扱いをすること。

10 問い合わせ先

あいちデジタルヘルスコンソーシアム事務局 (JPABAichiDHPDL@abeam.com)

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。